

平成29年度

防火・防災管理業務の一部を受託する 法人等の教育担当者講習会

日 時 平成29年9月6日(水) 8:30~17:00 } 2日間の講習
7日(木) 8:30~17:00 }

※台風接近の際等は、延期、中止となることがありますので事務局にご確認ください。

と ころ 沖縄県消防学校 (中頭郡中城村字北上原 910)

対 象 者 防火・防災管理業務の一部を受託している(または予定)の事業所(不動産管理業、警備業等)

申込方法 別紙「講習会申込書」をFAXまたはEメールで送付

※ 申込書につきましては、那覇市のホームページからも取得できます。

※ 定員の関係上、同一事業所からの申込みは **2名**までとさせていただきます。

申 込 先 那覇市消防局予防課(講習事務局宛て: 下記参照)

申込期間 平成29年8月1日(火)~8月25日(金)(土日、祝日を除く)

※ただし **定員50名**に達し次第終了します。

受 講 料 ¥6,400 (テキスト代のみになります。)

※ **テキストについては、講習会当日 会場での販売になります。**

なお、個人取得の資格になりますので、各自必ずテキストを購入してください。



主 催 : 沖縄県消防長会

講習事務局 : 那覇市消防局 予防課 (担当 : 新垣・渡久地)

電 話 : 098-867-0212

FAX : 098-869-1190

MAIL : f-yobou001@neo.city.naha.okinawa.jp

Q.1 教育担当者講習会ってどのような講習ですか？

A.1 最近、防火管理上必要な業務の一部を外部の者（不動産管理業者、警備業者等）に委託する建物や事業所が増加しています。

業務を受託する事業所（不動産管理業、警備業等）においては、適切な防火管理業務を行うよう、教育担当者を定め、従事する従業員等に対し、防火管理上必要な教育を行うよう定められています。

その教育担当者に必要な資格の取得講習会となります。

Q.2 防火・防災管理業務の一部受託とは実際にはどのような業務ですか？

A.2 消防用設備等の点検、共用通路、階段（避難経路）の点検管理、収容人員の管理や非常時の対応など、防火または防災管理者が行う業務の一部を請け負い、行うことを指します。

そのため、不動産管理会社が請け負うことがある共用部の管理や消防用設備等の保守管理、消防用設備等が作動した場合の初期対応（常駐、駆けつけ、見回りなど）を請け負う警備会社などの業務が該当いたします。

Q.3 防火・防災管理者の両方の資格は持っていますが受講は必要ですか？

A.3 講習内容においては防火・防災管理に関することになりますが、教育担当者の資格は防火・防災管理者の資格とは異なりますので、教育担当者講習を受講しなければなりません。

Q.4 防火・防災管理業務の一部を受託した場合、防火管理上の責任はどうのようになりますか？

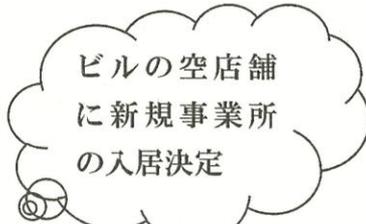
A.4 防火管理者の業務の一部を受託したからといって、受託した業務の責任をすべて負うわけではありません。防火・防災管理者は委託した業務に関しても管理監督する義務がありますので、受託した業務を適切に遂行していれば責任に問われることはありません。

適切に業務を遂行するためには、受託内容を明確にすることはもちろんのこと、業務に従事する者の教育も非常に大切なものになってきます。

建築当初とは、業種の異なる事業所が入居することで消防法・建築基準法に抵触しトラブルになるケースが増えています。

《 事例 》

11階建(事務所ビル)



改装工事



11階(複合用途ビル)



工事もやっと終わった、オープン出来るぞ!



「事業開始後、消防法に抵触していると言われ自動火災報知機スプリンクラーが必要となり大家さんとトラブルとなった。」

《その他の事例》

- アパート 1 階が空き室になったため保育園が入居することになったが、事前に消防法を確認することなく賃貸契約を済ませ開園に至った。開園数か月後に消防の立入検査で自動火災報知設備の未設置が発覚し、建物全体に設置するよう建物所有者に指導するが、所有者が設置を拒否、保育園と設置に伴いトラブルとなり保育園が退去に至った。
- 宿泊施設が入居し保健所へ申請するが、建築基準法に抵触・消防法の違反等もあり不許可となり、契約時に説明がなかったとして、宿泊関係者が建物関係者を相手に損害賠償を請求するに至った。
- 防火管理者の未選任・消防用設備等の法定点検等未実施の建物での火災における因果関係が問われた事例がある。

消防法等は、建物の面積及び入居する事業所により消防用設備の設置や法的な防火管理体制が異なります。

建物の管理体制または不動産契約（賃貸・売買）の前には、関係機関への確認ご相談していただき**防火管理者の選任、設備の設置及び法定点検を実施**していただくようお願いいたします。

また、戸建て住宅及び共同住宅（規模で異なる）においても、**住宅用火災報知設備の設置が義務付けられています**ので、設置又は設置の促しをお願いいたします。

講習会受講申込書

平成 年 月 日

沖縄県消防長会長 様

受講者住所 _____

ふりがな

氏 名 _____

電話番号 _____

生年月日 T・S・H 年 月 日

防火・防災管理業務の一部受託を業とする法人等を対象とした講習会

勤務先	所在地			
	名称	電話		
	業種			
	※受付欄	※効果測定結果	※経過欄	※講習料徴収の有無
				有・無

※欄は記入しないこと

申込方法／FAXまたはEメールで申請 申請先／那覇市消防局予防課（講習事務局宛て）

FAX／098-869-1190 E:mail/f-yobou001@neo.city.naha.okinawa.jp